「困ったなぁ」に答えます！

佐々木知子の法律相談

佐々木知子（ささきともこ）
弁護士
帝京大学法学部教授

Q 家に寄り付かなくなった夫から、離婚請求の書面が届いたのですが…

主人のことでご相談です。

大学を卒業してすぐに結婚したので、会社勤めをしたことはありません。子供は女の子が二人、上は大学を出て勤め、単身生活ですが、次女はまだ高校生で一緒にいます。

主人は外資系の会社に勤めていて、海外出張も頻繁だし、海外赴任はいつも単身でした。実際同居はあまりなく、寂しいといえば寂しいですが、気楽といえば気楽な生活でした。

主人は一人っ子で、両親が地元の家にいるので、日本にいる私が時折様子を見に行っていました。ですが元気だった母親が5年前に急死し、病気がちの父親が残されたので、私方に引き取りました。主人は子供の時から父親と折り合いが悪く、その後はめったに家には帰ってこなくなりました。

数カ月前、帰国後にメールをよこし、もう家には戻らないと。電話をしても、出ません。もともと毎月のお金は入れてくれているし、主人名義ですがマンションもあるので、生活には困らないのですが、義父が気の毒がって、月10万円渡してくれるようになりました。息子は頼りにならない、嫁の私を養女にしたいと言うのですが、そんなことをして大丈夫でしょうか。

そんなところに、主人の弁護士という人から急にこんな書面が来て、どうしていいものかと思っています。私は離婚するつもりはないのです。

A 勝手で、一方的な離婚請求に、応じる必要は全くありません。

何ともひどい文面ですね。ネットで調べましたが、やはり若い弁護士（男性）でした。弁護士数をむやみに増やしたからか、最近常識のない人が増え、困ったことだと思います。

大体が人に頼むのに、失礼千万。言葉遣いを知らないにも程がある。いわく、「自分の依頼者はあなたと離婚したがっている。あなたとは昔から気が合わないし、離婚したがっていたのは知っていたはずだ。あなたが離婚したくないと言っても、法律は私の味方だ。すでに別居が長い。その期間が3年にもなれば、たとえあなたが嫌だと言っても離婚は認められる。従って、裁判を起こしてもよいが、もしおとなしく離婚に応じるというのなら、マンションは娘もいるので、やろう。預金は私が稼いだものなのですべて私のものだが、特別に1000万円分けてやる。時期が来たら年金も半分入ってくるだろうし、それで生活は困らないだろう。困ったらマンションを売ってこぢんまりした所に移ればよい…」。

何ですか、これは。第三者の私でも気分が悪くなります。弁護士の書面とはいえ、依頼者に勝手には出さないので、あらかじめ読んでいるはずですよ。法的に言うならば、応じる必要は全くありません。確かに裁判所は破綻主義を取っていて、別居期間が3年にでもなれば、別居理由が何であれ、離婚を認める傾向はありますが、それも事によりけりです。あなたには全く落ち度はないどころか、夫の父親も見ているのです。良識ある裁判所はこんな勝手な、一方的な離婚請求を認めないはずですよ。

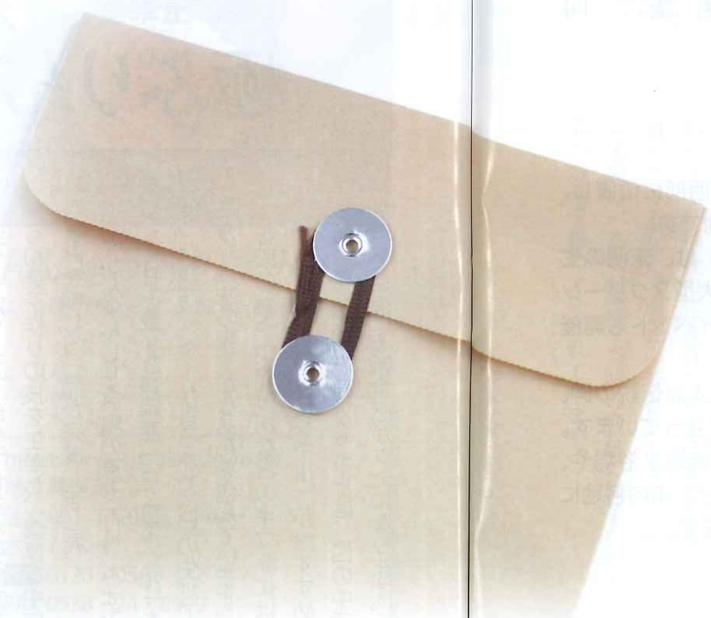

そもそも、この書面は父親のことには一切触れていない。一体どうするつもりなんでしょうね。人としてどうなのかと思うので、条件さえ合えば、離婚した方がよいとすら思いますけどね。でも平場での話し合いは駄目ですよ。ちゃんと裁判所を交えて公正に話をしないと。相手ばかりか弁護士も非常識なのですから。

さて、お父さんからの金銭申し出は受け取ってよいですよ。お父さんとしてはあなたが離婚したら独りぼっちになるので養子縁組をしたいのでしょう。あなたさえ良ければ、してもらって構いませんよ。